

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 20日

(宛先) 前橋市長

提出者

住所 群馬県前橋市粕川町深津1808-3

氏名 株式会社前橋LIXIL製作所

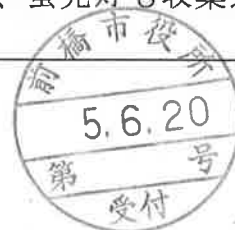
宮地 義郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 027-253-8855

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社前橋LIXIL製作所 前橋工場
事業場の所在地	群馬県前橋市鳥羽町805-1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	非鉄金属製造業 (閉鎖業務中)
② 事業の規模	(閉鎖業務中)
③ 従業員数	10名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	アルミの表面処理で酸、アルカリ液を使用 ⇒廃酸→業者(収集・中間処理)→中和処理 ⇒廃アルカリ→業者(収集・中間処理)→中和処理 ⇒汚泥→業者(収集・中間処理)→脱水、焼成、混練  その他の廃プラ、ガラス、コンクリート、陶器、金属、鋳さい、木屑、廃電池、蛍光灯も収集運搬、中間処理業者にて処理を行います。



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
施設部部长 → 再編グループリーダー → 廃棄物担当2名			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙1に記載		
	産業廃棄物の種類	—	—
	排出量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 副産物硫酸バンド生成（産廃排出削減） 苛性液の再利用（産廃排出削減） 汚泥の脱水（減量） 排水処理の中和剤使用（産廃排出削減）		
② 計画	【目標】 別紙1に記載		
	産業廃棄物の種類	—	—
	排出量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 脱水機にて汚泥の脱水（減量）		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ、ガラス、コンクリート、陶器、金属、木屑、廃電池、蛍光灯は工場内リサイクルステーションにて専用ボックス、コンテナによる保管および管理		

	廃酸、廃アルカリは専用の地下槽で保管、管理 汚泥、鉍さいは専用のコンテナ、ボックスにて保管、管理
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 巡回点検、分別の徹底

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙1に記載	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】別紙1に記載	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t
	(今後実施する予定の取組)	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙1に記載	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t
	(これまでに実施した取組) 該当なし	
②計画	【目標】別紙1に記載	
	産業廃棄物の種類	—

	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙1に記載		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙1に記載		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙1に記載		
	産業廃棄物の種類	—	—
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への	— t	— t

	処 理 委 託 量		
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	【目標】別紙1に記載		
	産業廃棄物の種類	—	—
	全 処 理 委 託 量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1 産業廃棄物の種類別 2022年度の実績（現状）と2023年度の計画（目標）

産業廃棄物の種類と項目		2022年度		2023年度	
		計画	実績	計画	
産業廃棄物 全体	排出量	—	1,330.1	984.6	
	全処理委託料	—	1,330.1	984.6	
	優良認定処理業者への処理委託料	—	1,005.4	940.0	
	再生利用業者への処理委託料	—	324.7	44.6	
全処理 委託	ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	排出量	—	19.9	13.0
	全処理委託料	—	19.9	13.0	
	優良認定処理業者への処理委託料	—	0.0	0.0	
	再生利用業者への処理委託料	—	19.9	13.0	
汚泥	排出量	—	623.9	330.0	
	全処理委託料	—	623.9	330.0	
	優良認定処理業者への処理委託料	—	528.7	315.0	
	再生利用業者への処理委託料	—	95.2	15.0	
金属くず	排出量	—	0.5	0.4	
	全処理委託料	—	0.5	0.4	
	優良認定処理業者への処理委託料	—	0.0	0.0	
	再生利用業者への処理委託料	—	0.5	0.4	
鋤さい	排出量	—	41.8	0.0	
	全処理委託料	—	41.8	0.0	
	優良認定処理業者への処理委託料	—	0.0	0.0	
	再生利用業者への処理委託料	—	41.8	0.0	
廃アルカリ	排出量	—	334.6	415.0	
	全処理委託料	—	334.6	415.0	
	優良認定処理業者への処理委託料	—	334.6	415.0	
	再生利用業者への処理委託料	—	0.0	0.0	
廃プラスチック類	排出量	—	123.4	10.0	
	全処理委託料	—	123.4	10.0	
	優良認定処理業者への処理委託料	—	0.5	0.0	
	再生利用業者への処理委託料	—	122.9	10.0	
廃酸	排出量	—	98.8	60.0	
	全処理委託料	—	98.8	60.0	
	優良認定処理業者への処理委託料	—	98.8	60.0	
	再生利用業者への処理委託料	—	0.0	0.0	
廃電池・蛍光灯	排出量	—	0.4	0.2	
	全処理委託料	—	0.4	0.2	
	優良認定処理業者への処理委託料	—	0.0	0.0	
	再生利用業者への処理委託料	—	0.4	0.2	
廃油	排出量	—	42.8	150.0	
	全処理委託料	—	42.8	150.0	
	優良認定処理業者への処理委託料	—	42.8	150.0	
	再生利用業者への処理委託料	—	0.0	0.0	
木くず	排出量	—	44.0	6.0	
	全処理委託料	—	44.0	6.0	
	優良認定処理業者への処理委託料	—	0.0	0.0	
	再生利用業者への処理委託料	—	44.0	6.0	





様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 14日

(宛先) 前橋市長

提出者

住 所 群馬県前橋市粕川町深津1808-3

氏 名 株式会社前橋LIXIL製作所

宮地 義郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 027-253-8855

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社前橋LIXIL製作所 前橋工場
事業場の所在地	群馬県前橋市鳥羽町805-1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	非鉄金属製造業 (閉鎖業務中)
② 事業の規模	(閉鎖業務中)
③ 従業員数	10名
特別管理産業 ④ 廃棄物の一連の処理の工程	<p>廃酸、廃アルカリ 酸、アルカリ液をアルミ型材の表面処理工程で使用 ⇒酸、アルカリの浴槽にアルミ型材を投入 ⇒アルミ型材の汚れ、不純物除去、表面加工※水酸化アルミを含有する廃液となる⇒運搬・処分委託</p> <p>処分業者 ・【中間処理】 廃液受入れ⇒中和処理⇒不純物除去⇒セメント材原料化 ・【逆有償】 廃酸受入れ⇒中和剤、凝集剤として使用</p> <p>その他の特別管理産業廃棄物についても運搬、処分許可のある業者と契約し処分を依頼します。</p>

(日本産業規格 A列4番)



## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

施設部部长 → 再編グループリーダー → 廃棄物担当2名

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 ※別紙1に記載	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	排出量	— t
	(これまでに実施した取組) 副産物硫酸バンド生成（産廃排出削減） 苛性液の再利用（使用量低減）	
② 計画	【目標】 ※別紙1に記載	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	排出量	— t
	(今後実施する予定の取組) 工場閉鎖の為全量処分	

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 指定した保管場所で保管 特別管理産業廃棄物保管場所の掲示板設置
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 指定した保管場所で保管 特別管理産業廃棄物保管場所の掲示板設置

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 ※別紙1に記載		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】 ※別紙1に記載		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 ※別紙1に記載		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】 ※別紙1に記載		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 ※別紙1に記載	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t
	(これまでに実施した取組)	
② 計画	【目標】 ※別紙1に記載	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t
	(今後実施する予定の取組)	
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 ※別紙1に記載	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	全処理委託量	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t
	(これまでに実施した取組) 中間処理、収集運搬業者現地視察	

②計画	【目標】 ※別紙1に記載	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	全処理委託量	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t
(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストによる管理		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】 ※別紙1に記載	
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	— t
	(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストによる管理	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。





別紙1 特別管理産業廃棄物の種類別 2022年度の実績（現状）と2023年度の計画（目標）

特別管理産業廃棄物の種類と項目			2022年度		2023年度
			計画	実績	計画
特別管理産業廃棄物 全体	排出量		—	413.2	1,110.0
	全処理委託料		—	413.2	1,110.0
	優良認定処理業者への処理委託料		—	403.1	560.0
	再生利用業者への処理委託料		—	10.1	550.0
全処理 委託	廃アルカリ	排出量	—	314.1	10.0
		全処理委託料	—	314.1	10.0
		優良認定処理業者への処理委託料	—	314.1	10.0
		再生利用業者への処理委託料	—	0.0	0.0
	廃酸	排出量	—	63.3	1,100.0
		全処理委託料	—	63.3	1,100.0
		優良認定処理業者への処理委託料	—	53.2	550.0
		再生利用業者への処理委託料	—	10.1	550.0
	汚泥	排出量	—	35.2	0.0
		全処理委託料	—	35.2	0.0
		優良認定処理業者への処理委託料	—	35.2	0.0
		再生利用業者への処理委託料	—	0.0	0.0
	廃油	排出量	—	0.6	0.0
		全処理委託料	—	0.6	0.0
		優良認定処理業者への処理委託料	—	0.6	0.0
		再生利用業者への処理委託料	—	0.0	0.0

